

## 令和7年度第5回生駒市行政改革推進委員会 会議録

開催日時 令和 7 年 12 月 10 日 (水) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 37 分  
開催場所 生駒市コミュニティセンター402 会議室

### 出席者

(委 員) 森委員長、城戸副委員長、江成委員、林委員、松山委員、平山委員  
(事務局) 井上経営企画部長、牧井企画政策課長、粉家企画政策課主幹  
北野企画政策課行政経営係長、竹井企画政策課行政経営係係員  
北廣企画政策課行政経営係係員  
(担当課) 井上施設マネジメント課長 今里施設マネジメント課課長  
坂本施設マネジメント課課長補佐 藤本施設マネジメント課専門官  
明石施設マネジメント課ファシリティマネジメント推進係長

傍聴者 2 名

### 欠席者

(委 員) 清水委員、佐藤委員、中西委員

## 1 開 会

(事務局) 【挨拶】

## 2 案 件

(1) 個別施設計画の改定について

(担当課) 【個別施設計画の改定について説明】

(委員長) 個別施設計画の方針を出すのは本委員会。施設を見て、必要なヒアリングをして責任をもって意見を出す必要があるのではないか。調査するとなるとグループに分けて年明けから始めないと答申に間に合わない。

(担当課) 個別に他の検討委員会で議論が進んでいる施設、法的に必要な施設を除いた施設の班分け資料を作成している。

(委 員) 本委員会と検討委員会の進め方を最初に決めておく必要がある。

(委 員) 施設を選んだ根拠をはっきりさせてこの施設は本委員会に付託されているという立て付けをはっきりさせないといけない。

(委員長) 本委員会に付託された施設は調査したうえで責任をもって答申を作成する。また、他の施設についても取りまとめたものを行政に案として提出する。

(委 員) 公営住宅についてはあり方検討委員会等で調査されていないのか。検討委員会の調査が終わらないと判断できないのではないか。

(委 員) 住んでいる方がいらっしゃる中、住宅のことは本委員会では結論を出しにくい。

- (委員) 本委員会に任せられた施設の方向性が特段無い中、諮問されている意図が達成できるか不安。
- (担当課) 施設の今後の方向性やあり方検討委員会等の必要性について御意見を頂戴したい。
- (委員長) 全てが判断できないといった結論になるのはよくない。何のために委員会で審議をしているのか分からなくなる。
- (委員) なるべく委員会の中で明確な方向性を出しつつ、本当に判断が困難なものは先送りも手段の一つ。
- (委員長) では、事務局の案で引き受けて、判断できる施設は個別記載するという形で対応する。案件1については終了。

(担当課退席)

## (2) 施設使用料の見直しについて

- (事務局) 【施設使用料の見直しについて説明】
- (委員長) 施設使用料が全然見直されていなかったので見直してほしいということ。現行は維持管理経費のうち減価償却費と人件費を除く部分、47%の利用者負担割合となっている。今回同じ計算で維持管理経費のうち同経費を算出すると施設使用料は上がるが44%と利用者負担割合は下がる。物価も上がっており、使用料の改正も頻繁にできないことから、根拠はないが50%という考え方も前回出てきた。減価償却費も利用者負担割合に入れるべきという考え方もあるが使用料はとても上がってしまう。
- (委員) 減価償却費も含めるべきだと考える。利用者負担割合50%の根拠については、補助金の補助率50%も根拠がないわけであり、重要ではない。
- (委員) 利用者区分は市内、市外、営利、非営利の4つに分けないといけないのか。ほとんどが市内非営利なので、全て利用者負担割合50%としてもいいのではないか。
- (事務局) 税金で運営しているので市内、市外の区分は必要かと思う。営利、非営利の区分についても物品販売と市民の福祉や健康向上が同じでいいのかという意見も出てくる。
- (委員) 市外の人も利用してもらって稼働率を上げると使用料収入も増える。市外の人も使ってもらえるような形も今後検討していくべき。
- (委員長) 利用者負担割合については本委員会として50%としてよろしいか。
- (「はい。」との声あり)
- (委員長) 激変緩和措置について措置対象の判断基準、判断基準の単位、措置の方法等検討いただきたい。
- (委員) 例えば増加率が1.5倍以上になるような施設は1.5倍にとどめて段階的に上げるといった基準があると分かりやすい。
- (委員) 毎年上がり続けるのも利用者の負担になる。
- (事務局) システムで料金設定組んでいるので毎年対応すると事務負担も増えてしまう。
- (委員) 次の見直しはいつ頃か。
- (事務局) 事務局としては決めていないので答申の中で提言いただきたい。
- (委員長) 各館共通単価の増加率が1.3倍を基準とするならば1.15倍以上になる施設について激変緩和措置の対応でどうか。

- (委 員) 使用料がとても上がるわけでもなく平成 22 年から値上げしていないので激変緩和措置は不要ではないか。
- (委 員) 利用者は安い方が喜ぶけれども物価はまだまだ上がるので値上げも仕方がない。
- (委員長) 絶えず考えないといけないことは使用料が安いと施設維持管理経費を市民みんなの税金で負担することになるということ。  
たしかに物価は 1.3 倍ぐらい上がっている気がする。
- (委 員) 過去値上げした際、利用者数は減ったのか。
- (事務局) 使用料が上がると利用団体の活動に影響は出てくる。活動の収縮は懸念される。
- (委員長) 生駒市に市民活動の推進条例があるのであれば、それは激変緩和措置の根拠となる。
- (事務局) 生駒市自治基本条例に市民活動を応援する規定がある。
- (委員長) 市民活動に影響を与えるとなると激変緩和措置を取るべき。  
各館共通単価の増加率は 1.3 倍なので 1.15 倍に、ホール単価は 1.51 倍なので 1.25 倍で激変緩和措置を取るのはいかがか。
- (委 員) 増加率の半分を一定期間措置すると、例えば 3 年後に今回決まった利用者負担割合まで上げるという認識か。
- (委員長) そのとおり。
- (委 員) 5 年は長い。2 年だと担当課の負担が大きくなる。また、増加率で考える方がいいか、増加額で考える方がいいか。
- (委員長) 増加額の半分を 3 年間上げて、残りの半分を 3 年後に上げるという形でよろしいか。  
(「はい。」という声あり)
- (委員長) 当初管理形態が異なり各館共通単価を使用していなかった施設については激変緩和措置どうするか。
- (委 員) 他の施設と同じ水準の料金になるため、説明がつく。
- (委 員) 今までが他施設と比較し安価だったため、同じ措置方法でよい。
- (委 員) 事務手続きもあるので一律同じように上げるほうがよい。
- (委員長) それでは全ての施設で同じ取り扱いとさせていただく。  
市内、市外、営利、非営利の使用料の区別はどうするか。
- (委 員) 今までどおり分けるのが妥当。
- (委員長) 市民感情的にも分けるのがよい。
- (委 員) 市外の料金を安くして、多くの方に利用していただくという考え方もあるが、市内非営利が使えなくなってしまうのは問題。
- (委 員) 稼働率を上げる方法は考えないといけない。
- (委 員) 指定管理者募集時に提案させるのがよい。
- (委員長) 利用者区分と料金設定については現行のままでよろしいか。  
(「はい。」との声あり)
- (事務局) 激変緩和措置の期間については 3 年間で、その後 3 年間を元の改正額とし、合計 6 年間の取り扱いでよいか。
- (委 員) 3 年後に今回決定した水準に戻して、5 年後に物価高騰等を考え見直しを検討するということでどうか。

(委員長) 根拠があるわけではないが、次回見直しは5年が分かりやすくてよい。激変緩和措置は3年間。  
案件は以上。

### 3 その他

(事務局) 次回、施設使用料の見直しについてはスポーツ施設について御審議いただきたい。  
個別施設計画の改定については二部会制を取り1月から3月の間に施設の調査に入  
っていただく予定をしている。

### 4 閉会